

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日起きが休日には、
翌日がとる)

鳥取県告示第百九十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、日南町が行う土地改良事業（農村総合整備モデル事業日南（三田所団地）地区区画整理）を平成二年二月二十七日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成二年三月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第一項の規定に基づき、日野森林計画区に係る地域森林計画をたてたので、同条第六項の規定により、次のとおり告示する。

平成二年三月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

◇告示
正誤 平成二年二月鳥取県告示第二百七十四号中訂正

口座振替の方法により支出することができる金融機関の
指定（会計課）

誤

告示

二 縦覧に供する期間
平成二年三月二日から三十日間

- 1 縦覧に供する書類
日野地域森林計画書
- 2 日野地域森林計画図

平成2年3月2日 金曜日

三 縦覧に供する場所

鳥取県農林水産部林務課及び鳥取県日野地方農林振興局

四 意見の申立て

この地域森林計画に意見のある者は、この告示の日から起算して三十日以内に、知事に対し、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

鳥取県告示第二百二号

鳥取県告示第二百一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第四項の規定に基づき、八頭森林計画区及び米子森林計画区に係る地域森林計画を変更したので、同条第六項の規定により、次のとおり告示する。

平成2年3月2日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

八頭森林計画区及び米子森林計画区の地域森林計画の変更に係る計画

二 縦覧に供する期間

平成2年3月2日から三十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取県農林水産部林務課及び一に掲げるそれぞれの森林計画区を所管する地方農林振興局

四 意見の申立て

これらの地域森林計画に意見のある者は、この告示の日から起算して三十日以内に、知事に対し、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

漁業災害補償法施行規則（昭和三十九年農林省令第三十五号）第四十八条の二において準用する同規則第四十六条第一項の規定に基づき、漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第一百八条の二第二項に規定する同意を求めることについて、発起人になろうとすることに係る届出があつたので、漁業災害補償法施行規則第四十八条の二において準用する同規則第四十六条第三項の規定により、次のとおり告示する。

平成2年3月2日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

届 出 事 項

発起人になろうとする 者の住所及び氏名	加入区	漁業の区分	漁業者調査の縦覧
鳥取市賀露町一七五七 網師 久光	漁業災害補償	法第百四条第 二号に掲げる 賀露漁業	場 所
鳥取市賀露町一五三八 網師野繁雄	漁業	賀露漁業 協同組合	期 間
鳥取市賀露町一四四一 岩本 直行			平成2年3月2 日から3月十七 日まで

鳥取県公報

鳥取県告示第二百三号

土地收回法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二年三月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 起業者の名称
日南町

二 事業の種類
日南町民健康の森建設事業

三 起業地
日南町役場

1 収用の部分 日野郡日南町神戸上字官林地内
2 使用の部分 なし

四 土地收回法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所
日南町役場

- 一 起業者の名称
北條町
- 二 事業の種類
北条砂丘センター建設事業
- 三 起業地

1 収用の部分 東伯郡北條町大字国坂字西大野及び字梅雨溜地内
2 使用の部分 なし

四 土地收回法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所

北條町役場

鳥取県告示第二百四号

土地收回法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定に基づき

事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二年三月一日

鳥取県告示第二百五号

土地地区画整理法（昭和二十九年法律第二百十九号）第十条第一項の規定に基づき、円護寺団地土地区画整理事業の事業計画の変更を認可したので、

同条第三項において準用する同法第九条第三項の規定により、次のとおり告示する。

鳥取県知事 西 尾 邑 次

次

平成二年三月一日

一 土地区画整理事業の名称
円護寺団地土地区画整理事業

二 施行者の住所及び名称

鳥取市東町一丁目二七一

鳥取県住宅供給公社

理事長

西尾邑次

三 事業施行期間

第一工区 昭和五十八年三月八日から昭和六十二年九月三十日まで

第二工区 昭和五十八年三月八日から昭和六十三年九月三十日まで

第三工区

変更前 昭和五十八年三月八日から平成二年三月三十一日まで

変更後 昭和五十八年三月八日から平成六年三月三十一日まで

四 施行地区

第一工区

鳥取市円護寺字朽田、字妙見谷口、字北谷口、字北谷、字北谷小谷、

字妙見北側、字妙見谷川西、字妙見谷川東、字妙見向平、字中尾及び字北谷山の各一部並びに鳥取市覚寺字八反田及び字庵ヶ崎の各一部

第二工区

鳥取市円護寺字下屋敷田及び字朽田の各一部並びに鳥取市覚寺字砂

田、字目当、字庵ヶ崎及び字七反田の各一部

第三工区

鳥取市円護寺字妙見堤ノ下、字妙見西側、字上ノ平ル妙見平、字上

ノ平ル西側及び字古屋敷の各全部並びに字居邸、字妙見北側、字妙見

谷川西、字妙見谷川東、字古寺、字妙見堤ノ上、字上ノ平ル、字稻千場、字稻荷ノ下モ、字姥ヶ谷、字妙見向平、字中尾及び字庵ノ城の各

一部

五 事務所の所在地

鳥取市東町一丁目二七一

鳥取県住宅供給公社内

六 施行認可の年月日

昭和五十八年二月十七日

七 事業年度

四月一日から翌年三月三十一日まで

八 公告の方法

事務所の掲示板に掲示する。

九 変更認可の年月日

平成二年二月二十三日

鳥取県告示第二百六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づき、鳥取都市計画を変更しようとするので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成二年三月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称

鳥取都市計画市街化区域及び市街化調整区域

鳥取県知事 西 尾 邑 次

二 都市計画を変更する土地の区域

市街化区域

追加する部分

鳥取市港町の地先公有水面

市街化調整区域

削除する部分

鳥取市港町の地先公有水面

三 都市計画の案の縦覧場所

鳥取市尚徳町一一六 鳥取市役所

岩美郡国府町大字町屋三〇五一一 国府町役場

四 縦覧期間

平成2年3月2日から同月十六日まで

一 都市計画の種類及び名称

鳥取都市計画用途地域

二 都市計画を変更する土地の区域

工業専用地域

追加する部分

鳥取市港町の地先公有水面

三 都市計画の案の縦覧場所

鳥取市尚徳町一一六 鳥取市役所

岩美郡国府町大字町屋三〇五一一 国府町役場

四 縦覧期間

平成2年3月2日から同月十六日まで

鳥取県告示第二百七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づき、鳥取都市計画を変更しようとするので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成2年3月2日

鳥取県告示第二百八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づき、鳥取都市計画を変更しようとするので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成2年3月2日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称

鳥取都市計画道路 三・四・八号宮下十六本松線

二 都市計画を変更する土地の区域

一 都市計画の種類及び名称
鳥取都市計画臨港地区鳥取港臨港地区

二 都市計画を変更する土地の区域

追加する部分

鳥取市港町の地先公有水面

三 都市計画の案の縦覧場所

鳥取市尚徳町一一六 鳥取市役所

四 縦覧期間

平成2年3月2日から同月十六日まで

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称

鳥取都市計画道路 三・四・八号宮下十六本松線

二 都市計画を変更する土地の区域

一 都市計画の種類及び名称
鳥取市扇町、天神町及び富安一丁目

三 都市計画の案の縦覧場所

鳥取市尚徳町一一六 鳥取市役所

四 縦覧期間

平成2年3月2日から同月十六日まで

鳥取県告示第二百九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づき、鳥取都市計画を変更しようとするので、同条第二項において準用する

同法第十七条第一項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づき、鳥取都市計画を変更しようとするので、同条第二項において準用する
同法第十七条第一項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成2年3月2日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

平成2年3月2日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称
鳥取都市計画都市高速鉄道湖山基地

二 都市計画を変更する土地の区域
変更する部分

鳥取市湖山町東五丁目並びに岩吉字西富地田、字東上美田及び字西

上美田

三 都市計画の案の縦覧場所
鳥取市尚徳町一一六 鳥取市役所

四 縦覧期間

平成2年3月2日から同月十六日まで

追加する部分

鳥取市桂見字白田、字五反田、字狐殺、字坂畠ケ、及び字家ノ前
変更する部分

鳥取市桂見字下ノ山及び里仁字後谷ノ一

三 都市計画の案の縦覧場所
鳥取市尚徳町一一六 鳥取市役所

四 縦覧期間

平成2年3月2日から同月十六日まで

鳥取県告示第二百十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づき、鳥取都市計画を変更しようとするので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに、知事に意見書を提出することができる。

平成2年3月2日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百十二号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成2年3月2日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成2年1月5日 鳥取県指令受都計三一一第二十号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市高島字田中

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市皆生一九〇七一四

環境プラント工業株式会社

一 都市計画の種類及び名称

鳥取都市計画公園 九・六・一号布勢総合運動公園

二 都市計画を変更する土地の区域

代表取締役 河本弘文

鳥取県告示第二百十三号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百六十五条の二の規定により、鳥取県信用漁業協同組合連合会に支払事務を取り扱わせる経費について口座振替の方法により支出することができる金融機関を次のとおり定め、平成二年四月一日から施行する。

平成二年三月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第六十三条第一項の設立の認可を受けた漁業協同組合で、鳥取県収納代理金融機関として指定されたもの

正誤

平成二年二月鳥取県告示第百七十四号（救急病院の認定について）中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

貞段

誤

正

二 下

平成五年三月十九日

平成五年二月十九日